

令和8年4月1日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札額の内訳として、「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建退協制度の掛金」及び「安全衛生費」の記載をお願いします。なお、現時点では、上記労務費等の記載がないことにより、無効とするものではありませんが、入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

工事費内訳書の作成に係る留意事項

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」に基づき、ダンピング受注の防止等のための措置として、公共工事の入札に係る申し込みの際に、その金額にかかわらず入札額の内訳を記載した書類の提出を求めています。

内訳書の作成にあたりましては、次の事項に留意してください。

1 内訳書の提出が必要な工事

入札により実施される全ての建設工事

2 内訳書の記入

- (1) 内訳書は、指定された様式がある場合はその様式を使用してください。特に指定された様式がない場合は、任意の様式で作成してください。
- (2) 直接工事費については、工種ごとの金額も記入してください。この際、工種ごとの詳細な内訳が必要となる場合がありますので、指示があった場合は十分に注意してください。また、「材料費」と「労務費」の金額を記入してください。
- (3) 現場管理費について、「法定福利費の事業主負担額」及び「建退共制度の掛金」の金額を記載してください。
- (4) 工事価格について、「安全衛生経費」の金額を記入してください。
- (5) 内訳書に記入漏れや計算の間違い等があった場合については、無効な入札となりますので、十分に注意してください。

ただし、「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建退協制度の掛金」及び「安全衛生費」について、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合は、以下のとおり記載してください。金額の記載がない場合でも無効としないこととします。

- ① すべてを計上できない場合、金額の欄に「算出不能」、「計上不可」等、その旨わかるように記載してください。
- ② 一部のみ計上できない場合、金額の欄には計上可能な分のみ記載し、右の空欄部分に「一部のみ計上」等、その旨わかるように記載してください。

(無効な入札の例)

- ・各工種の合計金額が「直接工事費」の金額と一致しない。

3 入札書の作成にかかる留意事項

入札書に記載する入札額については、内訳書により積算された金額（税抜価格）となります。積算された金額には端数が生じる場合があることから、入札書へ記載する際に1万円未満の端数処理（1円から千円の位における切り上げ及び切り下げ）を行うことは、認められます。

例：積算金額（内訳書の工事価格）（50,185,631円）→入札額（50,180,000円）

ただし、この端数処理以外の理由により積算金額と入札額が一致しない場合は、無効な入札となりますので、十分に注意してください。

4 再度の入札における内訳書の取扱い

初度の入札の結果、落札者が決定せず、ただちに再度の入札を実施した場合の内訳書の取扱いについては、次のとおりとなります。

- (1) 再度の入札においては、内訳書の提出は求めない。
- (2) 再度の入札により落札者が決定した場合において、契約締結後に詳細な内訳書の提出が求められた場合については、落札した入札額に応じた内訳書を提出するものとする。

平成29年7月作成

令和8年4月変更